

平成20年12月八尾春雄一般質問

青木議長 続きまして、次に八尾君の発言を許します。 10番、八尾君！

八尾議員 10番、八尾春雄です。質問に入る前、1つ訂正と、それからお礼がございます。今回、一般質問をするに当たりまして会議規則57条に基づくと書いてございますが、60条の間違いですので、訂正をお願いします。

それから、お礼と申しますのは、私は、去る9月議会で町内の中小零細業者の皆様を支援するために町がもっと努力してほしいという趣旨から、小規模工事等受注者登録制度の制定をお願いしましたところ、このたび早速そのことが実行に移されております。12月10日からということで、詳しい業者さんの分野が示されておりまして、大変喜んでいただいております。広陵町では県下に先駆けて住宅リフォーム助成制度を実行されて喜ばれているばかりでなく、その効果も大きいものがあるというふうに言われておりますけれども、今度の小規模事業者の登録制度についても奈良県下では初めての実施と、こういうことになるそうです。町内で商売をしておられる皆様は仕事がない、仕事が欲しいという声を上げておられましたので、町長の決断に感謝するものでございます。願わくば、税金滞納者であっても話し合いによって分割納税に応じている皆様については、是非対象にしてほしいなど、こういう希望だけは申し上げておきたいと、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問は5本でございます。

まず第1、戦没者追悼式と、かぐや姫まつりに関する件でございます。

11月24日に開催された戦没者追悼式に参加をいたしました。675名の戦没者全員のお名前が読み上げられ、追悼とともに不戦の誓いを新たにいたしましたところ。今後は、応召によって戦地で戦死した皆様にとどまらず、非戦闘員をも巻き込んださきの大戦に起因するすべての犠牲者の皆様、例えば空襲による場合、例えば栄養失調による場合などを含みましてこの戦争によって亡くなられた方全員を追悼するものに趣旨の変更をお願いしたいということでございます。また、アジア諸国民に対して多大な損害を与えたことも踏まえたものにしてください。戦後63年間、我が国が戦争をしないで来られたのは、戦争放棄と交戦権の否定を定めた日本国憲法9条の存在が大きいと思います。このことも戦没者追悼式の中で明確にしてください。

かぐや姫まつりにおける自衛隊ブースでは、子供たちに制服を着せたり、保護者に子供の氏名、住所を書かせて隊員拡大につなげる活動をしておられました。自衛隊は憲法上の問題があるだけでなく、今年度の活動内容は、住民相互の交歓を基調とするかぐや姫まつりの趣旨にそぐわないものでございます。次年度からこのような自衛隊広報活動は中止をお願いいたします。

2番目です。地区計画制度の実施に向けて。

地区計画制度制定の手順に従って諸準備を進めておられますけれども、年度内の制定が相当困難になってきたとの説明がございました。遅れを取り戻し、年度内制定に向けて格別の努力をお願いしたい。この制度が制定されれば、これまで紛争の原因となっていたかなりの部分が取り除かれ、町政の推進においても有益ではないでしょうか。現状は、制定前の駆け込みで、例えば地区計画前だからこれは許されるなどと町が準備しておられる内容に違反する、そうした計画を推進する営業だとか宣伝活動というものが懸念されております。

3番目でございます。政治活動自由の確保について。

政党ポスターを違法広告物として町が撤去しておられます。しかし、町が定めた違反広告物撤去活動の手引きによれば、第3番目で、撤去できない広告物として政党や選挙用ポスター、これは行政で撤去指導しますとあります。実際には所有者である政党に指導や通告はなく、町が勝手に撤去しているもので、言行不一致です。さらに、これらの行為に正当性があると町は主張しておられますけれども、自力救済は違法ではないかという指摘に対して担当部局はいまだ回答がありません。そもそも政党ポスターは政治活動に該当するもので、広告物として取り扱うこと自体が誤りであるうえ、公共物上のポスター掲示は、その公共物の本来の目的を阻害しない場合には許容される場合があることを認識すべきではないでしょうか、

4番目でございます。高田川河川敷公園についてでございます。

平成16年度、17年度にわたり整備された高田川河川公園事業について、近隣住民の皆様からムダ遣いではないかとの批判が出ております。奈良県河川課と高田土木事務所の関係部局に照会をしたところ、平成15年2月17日に平岡町長からの要望書が提出され、県単独事業として1億467万4500円で執行されたことがわかりました。東屋は屋根部分が高く、日よけになりにくいというえ、雨天時には遮るものがなく、利用しにくいという声、水辺に親しむむというが、子供を遊ばせるには危険であるとの声、土手の草刈りか年1回しかなされないため草刈りを要望する声も強いものがございます。現状は、土手をウォーキングや犬の散歩で利用する程度で、東屋や下の園路までおいての利用者は余りないということになっております。

町長は、周辺大字の皆様や、その他住民各位とどのような相談をされ、どのような約束があつて県に要望されたのか、明確にしてください。1億円を超える支出であり、もっと切実な要望に応えるための有効活用を考える必要があつたのではないのでしょうか。

5番目の質問でございます。議会だよりの発行は議会の責任で行うことについてでございます。

9月議会に関する議会だよりの発行は、これはゲラですけれども、これに関して平成20年10月28日、平岡町長から青木議長及び長浜広報編集委員長あてに議会だよりの訂正申し入れ書なる文書が届けられております。このことについては、11月13日の議会全員協議会での結論を踏まえ、11月17日に青木議長及び長浜広報編集委員長連名で、今後においても原稿の起稿については、従来のおり要領等に沿って編集を行うことで意見の一致を見た町長に文書回答しております。この回答で了解をお願いしたいのです。まだご返事がないということです。議会だよりの内容について町長が訂正を申し出ることには異例中の異例で、大変驚いております。以上でございます。

第1回目平岡町長の答弁

青木議長 それでは、ただいまの八尾議員の質問に対しまして、1回目の答弁をお願いいたします。
平岡町長！

平岡町長 ただいま八尾議員からご質問がありましたので、お答えをいたします。

まず1番でございます。戦没者追悼式と、かぐや姫まつりについてご質問をいただきました。終戦以来、既に63年の歳月を経た現在にあつても、本町の戦没者追悼式は戦没者に心から追悼の意を表し、厳粛に挙行いたしております。国家の安泰を信じて戦火に倒れられた戦没者の御霊は勿論のこと、広義の意味において、すべての戦争犠牲者と、そのご遺族の長い苦難の日々と心労、幾多の尊い犠牲、ひいては全国民のたゆみない努力に報いる趣旨のものであると理解しております。過日も私が町民を代表して、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないよう恒久の平和を確立することが我々に課せられた責務であり、このことこそが犠牲者となられた方々への償いであり、御霊にお応えすることになると思ひます、どうか在天の御霊安らかにして、永遠に広陵町の繁栄をお見守りくださいますように衷心よりお願いする次第でありますと式辞を申し上げます。

次に、アジア諸国に対する損害等につきましては、平成7年8月の終戦記念日に、時の内閣総理大臣、村山首相がいわゆる村山談話として、過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことに反省の意を表し、お詫びの気持ちを世界に表明された経緯があり、私も意を同じくしております。

憲法9条関連の質問に対しましては、憲法を守ることは当然であり、追悼式において不戦の誓いを申し上げているところでございます。また、毎年8月に図書館で戦争の悲惨さと平和の尊さを訴える平和パネル展を開催しておりますので、申し添えます。どうぞご理解をお願い申し上げます。

かぐや姫まつりにおいて自衛隊の広報活動については、自衛隊の要望もあり、参画を受け入れております。自衛隊の募集事務、広報等、環境づくりについては、その事務の一部を市町村が担うことになっております。また、参加の中には、消防署や警察署等、団体にも呼びかけを行っており、いずれも自主運営をしていただいております。

次、2番でございます。地区計画制度進捗状況と駆け込み事案が心配をいただいています。答弁として、地区計画制度についてですが、現在5つの地区の地区計画を進めているところです。馬見南3丁目につきましては、10月19日に住民説明会を開き、その結果、計画案を原案の作成手続に関する条例に基づいて、12月4日から12月18日まで縦覧を行っているところです。また、馬見北5丁目を初め他の地区につきましては、より綿密できめ細かな地区計画とするため鋭意準備を進めているところです。

今後の予定ですが、自治会との調整を行い、関係機関と協議が調いましたら来年1月に住民説明会を実施いたします。

制定前の駆け込みについてのご心配ですが、おのおの地区計画を尊重できますよう地区計画策定の状況や方向について十分説明をし、適切な対応に努めてまいります。

次、3番でございます。政党ポスターは広告物でないのご指摘でございます。答弁として、選挙・政治活動用広告物につきましては、選挙管理委員会から公職選挙法上認められたもの以外については簡易除却可能な物件として地域団体等と協力しながら除去しているところであります。

政党ポスターにつきましては、政党の政治活動用広告物として広く規制対象にならないのではとのことですが、国の標準条例では、政治団体の政治活動用広告物については規則で定める基準に適合したものについて許可の適用除外のみが規定されており、奈良県条例におきましては選挙期間中のものであれば禁止、許可の両方で適用除外とされています。また、選挙期間外のものについては許可の適用除外とはされておきませんが、許可手数料は免除となりますので、何らかの適合確認手続は必要となっております。今後におきましても、景観及び交通安全面により妨げとなる場合も考慮しながら、引き続き県関係機関と連絡をとり、違反広告物の撤去作業を進めてまいる所存であります。

なお、屋外広告物は、民間では守っていただいておりますので、是非政党には模範を示していただきたく、ガードレール、道路、公共物に掲示しないようお願いいたします。

次に、高田川河川敷公園について、利用者が少ない、要望の趣旨を聞かれているようでございます。答弁でございます。ご質問の高田川河川敷公園についてですが、河川改修後、寺戸大橋付近の河川敷が広くなったために、地元から公園整備の要望あるいは水質ワーストワンの大和川の水質浄化のための事業として県へ要望を行い、平成16.17年度で整備されたものです。管理や整備について今後も県と協議いたしますが、財政的には少々厳しいようでございます。施工の趣旨に基づき、今後も協議検討してまいります。

管理については、県との協定を結んでおり、河川公園施設の維持管理は町が行い、清掃等は寺戸区と南区が行うとなっております。町では、現在、年1回草刈りを行っています。地元とも協議を調べ、年2回程度実施する方向で検討しております。少しでも多くの人々の憩いの場となりますようイベントなどを考えて進めたいと思います。

次、最後でございます。議会だよりの発行は議会の責任で行うことについてのご質問をいただきました。答弁として、議会だよりが町民に対して議会の概要を伝えるために発行されていることに対しましては、何ら異論はございません。私が議会だよりの訂正申し出をしましたのは、私の答弁趣旨について町民に誤解を招く恐れがあったからであり、正確な記事を町民に伝えていただきたいという思いからでありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上のとおりでございます。

八尾春雄2回目の質問

青木議長 それでは、10番、八尾君から2回目の質問を受けます。10番、八尾君！

八尾議員 まず、戦没者追悼式の件でございます。答弁では、二度と戦争の惨禍を繰り返すことのないようにということが明らかにされております。そのうえ、憲法9条との関係においても、憲法を守ることは当然であり、追悼式において不戦の誓いを申し上げているところだと、こういうふう言い切っておられますが、残念

ながらその会場では憲法9条については何ら触れられておりません。町長も、申しわけないが、青木議長の追悼でも同じでございました。恐らく守るのが当たり前なので言う必要がなかったのだと言いたいのかもかもしれませんけれども、これはやはり明確にさせていただく必要があるのではないかと。来年からは戦争を放棄すると、交戦権は認めないと、これが63年間、日本が戦争しなかったということの大変大事なポイントだということをぜひ触れていただきたいんですが、していただけますでしょうか。それが1点でございます。

それから、2つ目に**自衛隊の問題**でございますけれども、当日、私も行ってございまして、そこにはパトカーがあり、消防車があり、それからシートベルトの体験車があり、危険が発生した場合にはこういう形で住民の皆様を守る仕事をちゃんとしていますよというアピールがされていたんですが、自衛隊の広報活動では、それらのこととは異様に異なっております。

子供たちに制服を着せかえをして、それで住所と名前を親に書かせるというやり方をしております、ここにあるように、やはり住民の交歓という趣旨からは違うのではないかと。

それで今回この準備をしておりますときに、**田母神幕僚長**の定年退職というふうに言っておりますけれども、この問題が起きました。日本が侵略国家などというのは濡れ衣だとか、あるいは張作霖の爆殺はコミンテルンの何か陰謀だとか、そんなことまで言っております、これまでの歴史の事実関係の到達点をも翻すような内容になっております。最近、田母神さんは「自らの身は顧みず」と、自分のやったことは間違いのないんだという本も出されたそうでございます。自衛隊の最高幹部がこのようなことを言っていることと、そして我が広陵町に自衛隊の隊員を是非増やしたいんだと、こう言っていることの趣旨と、それから先ほど町長さんが答弁された不戦の誓い、あるいは憲法9条を守るということについての関係はどのように理解したらいいのか、そのあたりをきちんと説明していただきたいと思います。

青木議長 答弁お願いします。平岡町長！

平岡町長答弁 式辞の中でしっかり述べよということでございますが、文言については、常に時代に即応した式辞を述べさせていただいています。来年度の式辞については、綿密に協議を加えながら考えてまいりたいと思います。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 先ほど言い忘れましたが、憲法99条では、公務員は憲法を守る義務を負っているということにもなっておりますから、この点も先ほど答弁ありましたので、それにふさわしい追悼の辞をご検討いただきたいというふうに思います。

そのうえで立って、不戦の誓いということを私たちはどういうふうにとらえるかということなんです。それで原爆の投下された事態をやっぱりきちんと教育をすべきだとか、いろいろ取り組みがなされているかと思えます。子供たちに対しては、先生にお尋ねしますと、戦争っていうのは嫌だなということをやっぱり感性で伝えるということが非常に大事だと。ですからそういう一つ一つの取り組みについて引き続き努力をお願いしたいなと、こういうふうな思っているところでございます。

自衛隊について先ほど詳しい、ちょっと正確に伝わってきませんが、広報活動を自治体が募集業務を行うということは確かに法律で決められているんですけども、最高幹部がこういう発言をして懲戒解雇になるならともかく、定年でおやめになって6000万円の退職金を受け取るなどということになったら、事実上、引き続き幕僚長としてとどまることはふさわしくないけれども、懲戒とまでは言っていないということになるうかと思えます。心配をしていますが、そういう点で今後、我が党の国会議員の中でも、自衛隊の中でどのような教育がなされておるのかについてなかなか明らかにならなかったり、あるいは国家観、歴史観をきちんとつけるべきだということで、日本があたかも正義の戦争を行ったかのような教育を行っているということがやられていることが国会でも明らかになりつつあります。こういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

青木議長 えらい広範囲の。町長、答弁できますか。平岡町長！

平岡町長 自衛隊の幹部の人が不適切な発言をしたり、不穏当な思いをした人は、当然国民から批判を受けたものでございまして、お辞めをいただいたものと思っております。私どももしっかりした国の幹部を、国を動かしていただくんですからいい考えを持った人にちゃんと憲法を守っていただきたいなと、そして地方自

治を押し進めてほしいなど、そんな思いでございますので、憲法を守り、幹部もしっかり頑張ってもらいたい、そんな思いでございます。

青木議長 次の質問に移ってください。10番、八尾君！

八尾議員 ありがとうございます。大変力強いお言葉で、少し安心しております。また見つめたいと思います。

それから、**地区計画制度の実施**については、先日12月9日の都市計画審議会を傍聴いたしまして、このことについて今後の見通しを伺っております。ここに、先ほど町長さんが答弁されたとおりでございまして、1月には南3丁目以外の自治会に対する、あるいは土他所有者に対する説明会なども予定されていると、こういうことなんですけれども、そうしますと、馬見南3丁目と馬見北5丁目は平成19年の12月4日の同じ日に要望を出しておりますが、3ヵ月ずれることになるわけです、実際の取り組みが、それでこの間なかなか進まないで都市整備部にお尋ねをいたしますと、幾つか理由が出てまいりまして、住宅を建てていない地権者が言っておられるということ、それから建築基準法違反が疑われるという、そういう事例があるんじゃないかということ、竹取の丘のあそこが民有地であるので、どのような規制が妥当であるのか研究をしているんだということ、それから長屋住宅や重ね建て住宅の取り扱いについて自治会の方でどういう判断をするのかというようなことなど、いろいろ言われているわけです。

ところが、これらのことについては19年の12月4日で申請する時点では既に明らかになっていることであつたり、あるいは自治会としても当初申請をして、町の側から県と相談をされて町の案が提示された時点で、是非それでいってくれという返事をしているんだけれども、まだそういうことを心配されてるということで、何か遅々として進まないという印象を持っております。現時点で障害はあるのかないのか、もしあるとすれば、その障害をどうふうに取り除くのか、その点について答弁をお願いします。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 現時点で障害と申しますか、ストップパワーというんですか、そういうものがあるかというお尋ねをいただきましたが、現在は順調に進めていける状況にあるという認識をしておりますので、よろしくお願いたします。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 是非その線でもよろしくお願いたします。これも少し安心しましたが、費用のことをまたゆっくりにされるといけませんから、しっかりと取り組んでいただくようお願いをします。

それから、駆け込みのことなんですけれども、60坪で1区画という基準がありますけれども、これを今であれば法律の規制がないので分割ができるんだと、こういうようなお話で回っている不動産業者の方がいるんですよというお話です。もしそういう申請があった場合、町が発見した場合には直ちに対応していただいて、こういうことで町も住民や地権者の人とよく相談をしてこういう段取りになっているんで、もうそんなことは止めてくれということを強く指導していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

青木議長 吉村事業部長！

吉村事業部長 地区計画というものが定まりましたならば、その中で200平方メートルを最低区画ということが取り決めされますと、町としてもそれを守らなければならないという指導は当然させていただきます。一日も早くやはりその計画を住民の皆様方に説明をしご理解をいただいて、ルールに乗せて地区計画に持っていけるように頑張ってもらいたいと思いますので。

なお、それが確定するまでの業者あるいは地権者との対応につきましては、地域の実情、状況等を十分説明をして対応してもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

青木議長 次の質問に移ってください。10番、八尾君！

八尾議員 せっかくの合意ですので、是非その辺で頑張っていたきたいと思います。3番目の**政治活動自由の確保**についてということになりましたが、これは実は資料請求をする前に通告用紙を出す関係がありましたのでこういう表現になりましたけれども、提示された撤去の具合などを見ますと、政党だけではなくて不動産業者とかいろいろな団体の掲示物が簡易除却されているということがわかりました。このことについては、言論、出版、表現の自由や営業権というところにもやはり関連して慎重な対応が望まれるところでございます。それで**広陵町が定めた違反広告物撤去の手引き**というものがあります。これです。この中にはどういふふうなことが書いてあるか、撤去するにはルールがあります。路上に無秩序に張り出された看板などは町の美観を損ね、通行の妨げになっていたりしています。しかし、これらの看板は路上に捨てられたごみとは違い、催し物の周知や商品の宣伝など目的を持って張り出されたものです。まだ、その所有権は張り出した者に帰属していて、第三者の者が勝手に持ち帰ったり処分したりするごにできませんと明示しておられます。次に、撤去できる広告物の種類と撤去できる広告物の要件とあり、その次には、撤去できない広告物として次の6種類が定められています。葬儀や祭礼のために一時的に張り出されたもの、2、政党や選挙用ポスター、3、自治体や警察署などが公共の目的で設置しているもの、4、他の法令の許可を得て設置した看板、5、私有地内のもの、6、その他広告物に掲出期間の明示がある場合は規制を受けないことがありますので、行政にご確認くださいとあります。これは広陵町自身が定めた文書でございます。

このことについて、実はここ2ヵ月ほど担当部局の保健衛生課の事務局と話し合いをしてまいりました。撤去できるとすれば、どのような根拠がありますかということで質問をしたんですけども、明催にお答えがなかったということはここに書いてあるとおりです。今回町長から答弁がありましたから、このことを受けて質問をしますけれども、そうすると、**自力救済は違法ではないかという質問には先ほど答えておられないわけ**です。

もう一つ、実は町が定めた違反広告物の簡易除却という、こういう文書も、これは保健衛生課からいただいた文書でございます。もし違法広告物があったならばどうするか。この場合は、口頭で指導する、是正をするように通知をする、出頭指示書を出す、役場に来るか来ないか、指導に応じるか応じないかで違反シールを張るか張らないかと、是正指導、是正指示書、聴聞、弁明、許可の取り消し、戒告、告発と、こういうふうになってるわけです。先ほど言うたように政党のポスターのことに言いますが、政党のポスターについては、掲示責任者の氏名がないので連絡がとれませんでしたというのが保健衛生課の言い分でございます。ところが、政党のポスターに限って申しますけれども、実は政党のポスターには掲示の責任者の氏名が出ております、ちゃんと書いてあります。だからそれは事実ではありません。実際に交通の妨げになるとか美観の問題だとかいうことがあるのであれば担当課長さんには言うてくださいと、私、共産党公認で議員になってますし、隣に山田美津代議員もおりますし、32年議員を務めた前の議員もちゃんと広陵町におりますから、電話一本かけてきてよと、どこそこの角のところは交通の妨げになつとるからちょっと危ないからというて話したら行きまして、それで話し合いて双方がやりとりをするということだつて当然にできるはずでございます。そういう意味では、自力救済を町がしているということになるんじゃないかと、それは違法じゃないですかということをお尋ねしているわけです。この点どうでしょうか。

青木議長 答弁をお願いします。山村副町長

山村副町長 基本は、きれいな景観を保全しようということから違反広告物を撤去、ボランティア活動の中でも町職員がもちろん立ち会ったうえでさせていただいております。おっしゃるとおり掲示責任者のある者については、撤去を指導するというのがまず第一義的にあるかと思っております。連絡をさせていただいて撤去をしてくださいというお願いをするわけでございます。現実、今までもやってきたわけでございますが、なかなか撤去していただけないという事情もございまして、今ルールで撤去できるものは撤去させていただき、一定の期間告示をさせていただいて、引き取りがない場合は処分をさせていただいているという実情でございます。今後そうしたものはちゃんと対応しますということではございますが、できるだけ、町長も答弁で申し上げましたように、公共物への掲示は控えていただいて、許可いただける民有地なり、個人の所有物に掲示をしていただくという努力をお願いしたいと思います。

青木議長 10 番、八尾君！

八尾議員 じゃあ、3 番目の質問です。私は、先日大阪に出かける用事がありまして淀屋橋を通りました。淀屋橋、大阪の市役所のすぐ横でございます。たまたまキャンバスを広げて絵をかいておられる方が 5 人おられまして、手荷物はキャンバスの下に、1 人は昼食時でおにぎりをほおぼっておられました。しかし、橋というものは通行のためにあるものでございまして、絵をかいたり、手荷物を置いたり、昼食をとるところではないわけです。本来の目的と違った使用の仕方を個人が公共の責任者の了解も得ずしてやっているわけです、そういう意味では。すぐ隣には交番がありまして、警察官は何も言っていないと聞いて絵をかいておられた方は言っておられました。しかし、これたまたま 5 人だから許されたんで、これが 50 人だったら大事になろうと思います。これはもう通行できませんから、ぴっぴっと交通指導しまして、その指示に従わなかったら、それこそ厳しい場合には公務執行妨害でということにもなりかねません。ですからそれはある程度の加減があろうかというふうに思います。

そういう意味では、憲法第 13 条にはこういう規定があります。すべて国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするという規定があります。公共の福祉に反しない事柄については町も尊重して対応していただきたいと思っておりますけれども、この点はどうぞございましょうか。

青木議長 答弁。山村副町長！

山村副町長 今後とも、そのあたりを含めましてしっかり議論をさせていただきたいと思っております。

青木議長 10 番、八尾君！ 次の質問に移ってください。

八尾議員 4 番目の質問に入ります。では、是非しっかりと議論をしていただいて、できればいろいろな方のご意見などもちゃんと聞いていただくということで、お願いしたいと思います。

高田川河川敷公園のことについて、地元から要望がありましたということをお先ほど町長は答弁をされました。ところが、県庁の河川課でお話を伺ったところ、この話は県の提案ではなく、あくまで平岡町長名の要望書が最初であることを強調しておられました。すみませんが、議長、ちょっと町長に見ていただきたい書類がありますのでお渡ししたいのですが、許可していただけますか。

青木議長 どうぞ。

八尾議員 恐れ入ります。その書類は、情報公開制度を使いまして、高田川の河川敷公園の内容についてどのような決裁がなされたのかということが記されている書類でございます。県の決裁書類には、本要望は吉川元県議が現職時代に要望していたものであるとのことという記載があります。それから工事を請け負ったのは 4 社ありまして、犬斗興産株式会社様が 4599 万円、堀口建設重機様が 3045 万円、株式会社貴和興産様が 1963 万 5000 円、有限会社奈良ランドスケープ様が 859 万 9500 円、計 1 億 467 万 4500 円というふうになっております。大斗興産株式会社の代表取締役である吉川卓伸様は古川隆志元県議員のご長男であると思っております。

広陵町政治倫理条例によれば、第 5 条で、町長及び議員並びにそれらの配偶者及び一親等または同居の親族が経営、または役員をしている企業並びにこれらの者が実質的に経営に携わっている企業は、町の行う請負契約、物品等購入契約及び業務委託契約を辞退しなければならないとの規定があります。広陵町のことであれば、こういうことになってると。今回は県議員さんの一親等の家族が経営する企業に対して県が仕事を発注し、そのことを県議員が行政に働きかけをしていたということになります。町長は、今指摘をした内容について、政治倫理上、問題を感じられますか。どのように感じておられますか。この話は県の提案ではなく、あくまで平岡町長名の要望書が最初でこういう動きになりましたという県の説明についてどのように思われますか、お答えをお願いいたします。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 私どもが平成 15 年 2 月 17 日付で高田上木事務所長に河川を憩いの場を創出すべく、か

ねてより池や環濠を中心に親水事業に取り組んでいると、この事業が発展するため奈良県において実施されますように要望をしているわけでございます。今おっしゃったように、事業をお受けをいただいたいろんな会社を言われましたが、それは県が発注していることございまして、我々は業者を、この業者にしてくれと、そんなことは一切申しておらないわけでございまして、その業者と県議員との関係もご指摘をいただいておりますが、それは県のことでございまして、本町ではそのようなことはありません。そのことを明確に申し上げる次第でございます。

ここで管理協定書もございまして、平成 6 年、出来上がってから当時の高田土木事務所長、中西さんと町長、そして南区長さん、寺戸区長さんの 4 人が以後管理をしますと、こういう協定を結んでおるわけで、今さらこうして見せていただきますと、あのときはこんなようなことがあって進められたんだなあと思っつく思っている次第でございます、それなりにこうして出来上がったことをしっかりと守って、後々また長浜議員もここでご指摘をいただくわけでございますが、この後をしっかりと管理をしながらさらに手を加えていいものになりたいなど、そんな思いでいっぱいでございます。

青木議長 10 番、八尾君

八尾議員 3 回目の質問です。奈良県の政治倫理条例を調べましたけれども、広陵町政治倫理条例で禁止している一親等の親族が経営する企業の請負は禁止するという規定が県の方にはないわけです。だから広陵町の政治倫理条例の方が厳しいわけです。うちの方がしっかりやるとということがはっきり言えます。でも町長は、あれは県の工事ですよというふうに言われましたけれども、現実には広陵町の町内でやっぱりこの工事がなされておる、あの公園は現として広陵町にあるわけです。

付近の利用しておられる高齢者の皆さんやお子さんをお持ちのお母さん方にいろいろお尋ねをしたら、東屋が高いということは先ほど申し上げたとおりでございますし、それから学校の先生方はどういうふうにご指導しているのか北小学校へお尋ねいたしますと、教頭先生からは、あそこは公園なので公園に遊びに行くなという指導はしておりませんが、水辺に一人で行ってはまるようなことがあったら大変だから個人行動は慎むようにというふうに学校では指導しておられるそうです。それから保護者の皆さんは、もうあんなに危なくて子供は遊ばせられないと、こういうことまで言っているわけです。それから春先になりますと、田んぼに水を入れなあきませんから水を堰きとめて水かさが増まして、下のところはもう冠水してしまうんですね。ですからもう年に1回必ず掃除をしなきゃいけないと、こういうことにもなります。ですから県の側の河川課の職員さんにお尋ねすると、あくまで町の方から要望があったんで、本来は県が管理、維持すべきところなんだけれども、そういう事情を酌んで町の方でも管理運営に関与していただくと、少し町の方でも協力してくださいよと、こういうふうになったんだと、こういう説明があるんですね。ところが、話が住民の中から本当に出てきたものなのかということになりますと、大字の区長さんからそういうことでお話ありましたから、町長としては当然に地元から要望があったというふうな受けとめられざるを得ないということは私は理解をしますけれども、本当に住民のためになったのかと。事は 1 億でございます。この間、竹取公園の駐車場のことやとか中央体育館の温水シャワーのことやとか、それから学校図書館の専任司書のことやとか学校給食が値上げになるんじゃないとか、いろんなことでお金が足りない、足りないというふうに言うてるわけですから、1 億円あれば一体どれだけの仕事ができるのかということをやっぱりしっかりと受けとめていただいて、節約に努めると同時に、あくまで付近の住民の皆様のご意見をよく聞いてから、本当に利用される公園であってほしいと、そういう作り方をさせていただきたいなというふうに思っているわけです。今後そういう施設の改善だとか建物のときに、基本的なところで申しわけありませんけれども、十分に住民の皆様の意見を聞いて根回しをやるということもきちんとやっただけのことと、やはり県の事業であろうが、国の事業であろうが、やっぱり町長初めしっかりと目を光らせておいていただきたいということを要望したいと思っておりますがこの点いかがでしょうか。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 八尾議員の思っておられること、全く私も同感でございます。しっかり頑張ってまいりたいと思います。

青木議長 次の質問に移ってください。10 番、八尾君！

八尾議員 ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。

議会だよりの発行は議会の責任で行うことについてということですが、これは14名の議員が集まりまして全員一致で確認した中身をお伝えしているわけですから、これで分かりましたという答弁をいただければ何も質問、その後する必要ないんですけども、中身を見ますと、異論はないと言いながら、やはり内容に問題があったかのような中身になっております。1時間の一般質問のやりとりですから一言一句全部確認することになったら、これはもう議事録にあたっていただく以外にないわけです。現在、議事録は限られた場所で見られませんがそれから他の市町村では、その自治体のホームページで閲覧ができることもありますがけれども、広陵町の場合まだそこまで行っておりませんので、その改善が必要かとは思いますが、要は、一番大事なことは、議会と行政、町長さんとの関係においてはきちんとこういう形で議会の責任で発行しているものだというところから、最終的にそういうことになったわけだから、それは尊重するというところで受け入れるということで是非お願いをしたい。

それから、写真掲載をされた議員がおられたわけですが、写真についても要領の中で議会だよりの中に載せることができるということになっているわけですから、これは10月の21日、長浜広報編集委員長が招集をされた最終の委員会において、この中身で結構やということを確認をしたんですけども、その後で臨時の委員会やってくれと、こういう話になりまして、一体どうなつんのやろかという話でこの話があるわけです。内容に不正確なことがあるのだったら、先ほど言うたようにホームページでやらなきゃいけないし、

それから町長さんは町の広報という媒体もその手のひらに当然乗っているわけですから、その中身において、もし議会だよりが誤解をされているんだということがあったら広報で載せられたらいいですけど、私の思いは、土地取得の特別会計において私は反対しまして、4名反対ありましたが、決算の認定ということでは一旦終わったわけです。だから、あったということを踏まえて町長も防災の対策についていろいろと提案をしておられるわけですから、これはもうこのとお受け入れていただく以外にないのではないかというふうに思いますけど、もう一度お尋ねします。あの回答で丁解していただけないでしょうか。

青木議長 平岡町長！

平岡町長 私は、先だつての議会広報では、お二方の回答書、私の回答について十分でないという認識をいたしましたのでございます。竹村議員の問題であります、質問の中で何か指名停止をくらっている業者を待っているのかと、何かそういうようなご質問がありました、百済の公園でね。それは2回目で質問をされていることで、私は答えていませんが、町長の答弁では、普通の答弁をしているんですが、その事項について全く答えていませんね。実際、部長が答えたんですが、あれを見た感じでは不正な、無理に遅らせて設計書をつくってんの違うか、入札をするのと違うかという疑いの質問でした。それには答えてないというのが、私が見た感じでは、町民は町長はやっぱりそうやったんかと、こうなるんですね。それは入れてほしいと私申し出しましたが、いや、それはあかんと、もう決めたことやと。そうでつかというて出したもんです。

ですから私、平岡町長の答え、そして理事者の答弁、これが一緒になって編成してほしいなど、つくってほしいなど、これは1つの例を言うてるんですけど、ほかにもあるんですが、町民が見た感じでは、やっぱり不親切な答え方を理事者してるやないかと、町長の答弁はどうも、そりゃ10分もしゃべったことをわずか3行、4行にまとめられるんですから問題はあります、ここいうところはやっぱり書いてほしいなど、そういう思いで申し出したものでございまして、受け入れられなかったのがある意味では私は残念なやと思っています。今後とも、どうぞその点、よろしくご審議をいただきたいとお願いいたします。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 3回目の質問です。この質問は、実は長浜議員がされるのかと思って確認したら、自分はないのでということで、じゃあ、私の方でやってよろしいかという、こんなことになっておまして、私か何も代表でやってるわけではありません。14名の議員の思いをこの質問にぶつけたのでございますので、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

人と人のやりとりでは、こういうことがまま起こることがあるかと思えます。こちらが一生懸命言うてるのに、

なかなか理解してくれないということがある場合がやっぱりあります。そのときは違う考え方の人の話はよく聞くと、そのうえでどうするかということを相談をするという、私か言ったら生意気なことを言うと思うかもしれませんが、そういうやっぱり基本的なところが大事なことはないかというようにこの場合は思っているわけです。最終的に、やはり議会だよりは議会が発行するものですから、そういう先ほどの事情は言われましたけれども、町長はこれでわかったというごとに言われませんでしたので、そういう意味では今後とも議会と町長との間に緊張関係が続くなど、こういうふうに思います。議員が段取りする議会だよりの原稿については、また議会広報の編集委員会などでもよく議論をしたらいいなというふうに思いますけれども、的確で間違いのない、そして十分に意の通る、そういう議会だよりにしたいなという気持ちは私は持っておりますので、そのことをお知らせして、質問を終わります。

青木議長 それでは、以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。